

## 1-3

## 特許出願から特許権がとれるまでの流れ

特許出願してから特許権がとれるまでには、いくつかの手続きを行う必要があります。また、特許出願してから特許権がとれるまでには、通常、数年の期間がかかります。ここでは特許出願から特許権がとれるまでの流れを説明します。この流れを知っておくことは非常に重要ですので、たびたび確認して頂くとよいと思います。

## ● 特許出願から特許権がとれるまでの流れ

特許出願から特許権がとれるまでの流れは次の図1-3に示す通りです。なお、この図に示す流れは典型例であって、必ずしもこのようになるとは限りません。

## ① 特許出願

特許庁へ出願書類（願書、明細書、特許請求の範囲および要約書、そして必要ならば図面）を提出します。

## ② 出願公開

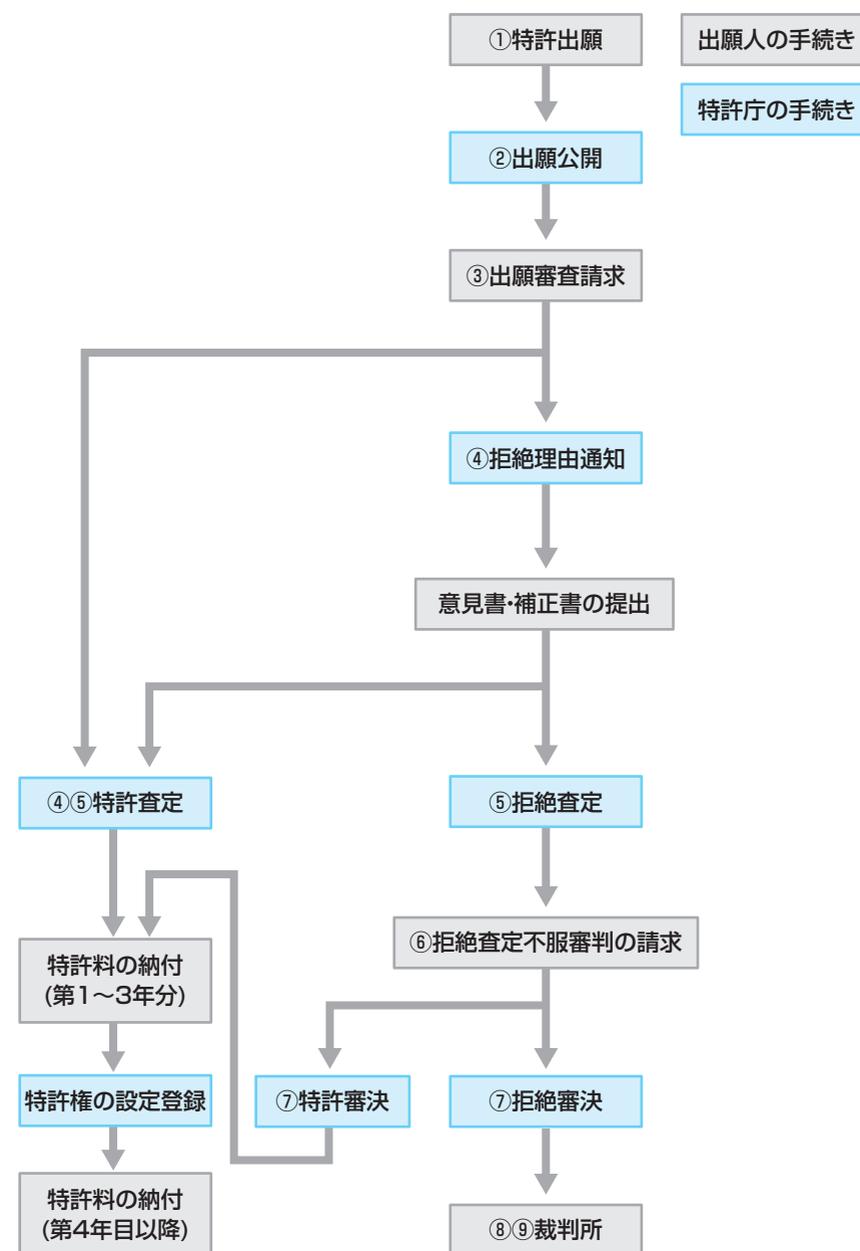
特許出願すると、出願した日から1年6月経過後に特許出願書類の内容が公開されます（図7）。このように出願公開されると特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）（<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>）から、誰でもその内容を見ることができるようになります。出願公開は特許庁が行いますので、特許出願人は何もやる必要はありません。

## ③ 出願審査請求

特許出願した日から3年以内に、特許庁に対して出願審査請求を行うことができます（図8）。

出願審査請求とは、特許出願人が「この発明について特許を与えてくれるか否かを審査してください」と特許庁へ請求することです。この出願審査請求を行わないと、特許出願は取り下げたものとみなされます。つまり、出願審査請求をしないと、特許出願を捨てたことと同じになります。

## 特許出願から特許権がとれるまでの流れ（1-3）



## 1

まずは特許の基本を知ろう